

久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

久喜市教育委員会公印規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

埼玉県久喜市立桜田小学校校長印	方21		桜田小学校長名をもって発する文書	桜田小学校長
埼玉県久喜市立上内小学校印	方24		上内小学校名をもって発する文書	上内小学校長
埼玉県久喜市立上内小学校印	方60		卒業証書用	上内小学校長
埼玉県久喜市立上内小学校校長印	方21		上内小学校長名をもって発する文書	上内小学校長

」

を

「

埼玉県久喜市立桜田小学校校長印	方21		桜田小学校長名をもって発する文書	桜田小学校長
-----------------	-----	---	------------------	--------

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和7年5月1日から施行する。